

平成27年6月

出資証券不発行（ペーパーレス化）のお知らせ

平素より大阪協栄信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、出資証券のお取り扱いにつきましては、株式会社における株券の不発行制度と同様、平成27年7月より出資証券を不発行とし、組合員名簿により電子的に一元管理させていただきますので、何卒、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

組合員の皆さまからお預かりしています出資金は、電子データとして厳格に管理しておりますので、出資金残高ならびに組合員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心ください。

なお、お手元の出資証券につきましては、今後、相続・譲渡・脱退・名義変更などの手続きを行う際に、お取引店の窓口にお持ちいただければ、当組合にて回収させていただきますが、万一、出資証券を紛失された場合でも、組合員としての権利等に何ら影響はありませんので、お取引店の窓口にお届けいただく必要はございません。

何かご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口または、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

大阪協栄信用組合 総務部

電話：06-6644-6101

（電話受付時間：平日 9：00～17：00）

出資証券不発行についてのQ & A

Q 1. 何故、出資証券を不発行（ペーパーレス化）にするのですか？

A 1. 当組合における業務の合理化・事務の効率化の一環として、株式会社における株券の不発行制度や信用金庫等における出資証券の不発行制度と同様に、平成27年7月より出資証券をペーパーレス化し、当組合の組合員名簿により電子的に一元管理させていただくことになりました。

Q 2. 手元にある出資証券はどうすればよいのですか？

A 2. お手元の出資証券は、そのまま保管いただければ結構です。

Q 3. 出資金に新規加入した場合は、何か発行していただけるのですか？

A 3. お名前や出資金額等を記載した出資金領収書を発行させていただきます。

Q 4. 今後、相続や譲渡、脱退、名義変更などの手続きを行う際に、手元にある出資証券はどうすればよいのですか？

A 4. お取引店の窓口にお持ちいただければ、当組合にて回収させていただきますが、出資証券を紛失された場合でも、組合員としての権利等に何ら影響はありませんので、お届けいただく必要はありません。